

大阪府国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府国民保護協議会条例（平成17年大阪府条例第9号）第10条の規定に基づき、大阪府国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(幹事の任期)

第2条 幹事の任期は、2年とする。ただし、補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 幹事は、再任されることができる。

(幹事会)

第3条 幹事会は、協議会の幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長を置き、会長が指名する幹事をもって充てる。

3 幹事会の会議は、会長が招集し、幹事長がその議長となる。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、危機管理室に置く。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。